

昭和四十三年政令第百四十二号

信用金庫法施行令
内閣は、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第六条第二項、第十六条第二項、第五十条第三項及び第五十三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

(出資の総額の最低限度)

第一条 信用金庫法（以下「法」という。）第五条第一項に規定する政令で定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、同項に規定する政令で定める額は、当該区分に応じ当該各号に定める額とする。

一 東京都の特別区の存する地域又は金融庁長官の指定する人口五十万以上の市に主たる事務所を有する信用金庫	十億円
二 その他の信用金庫	一億円
三 全国を地区とする信用金庫連合会	百億円
四 その他の信用金庫連合会（法第六条第一項に規定する政令で定める投資）	十億円

（法第六条第二項に規定する政令で定める投資は、有価証券に対する投資とする。

（金庫の名称について準用する会社法の読み替え）

（法第六条第三項の規定において金庫の名称について会社法（平成十七年法律第八十六号）第八条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。）

（法第六条第七項第一号口に規定する政令で定める金額は、九億円とする。）

（法第十一条第一項ただし書に規定する政令で定める金額は、九億円とする。）

（法第十二条第一項に規定する政令で定める金額は、次の方に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額とする。）

（法第十二条第二号に掲げる信用金庫の会員一千円）

（法第十二条第三号又は第四号に掲げる信用金庫連合会の会員一万元）

（法第十二条第三項に規定する事項等の電磁的方法による提供の承諾等）

（法第十二条第三項に規定する事項等の電磁的方法による提供の承諾等）

（法第十二条第三項に規定する事項等の電磁的方法による提供の承諾等）

（法第十二条第三項に規定する事項等の電磁的方法による提供の承諾等）

（法第十二条第三項に規定する事項等の電磁的方法による提供の承諾等）

（法第十二条第三項に規定する事項等の電磁的方法による提供の承諾等）

（法第十二条第三項に規定する事項等の電磁的方法による提供の承諾等）

（法第十二条第三項に規定する事項等の電磁的方法による提供の承諾等）

（法第十二条第三項に規定する事項等の電磁的方法による提供の承諾等）

方法をいう。第十四条及び第十五条を除き、以下同じ。により提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に對し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

（法第十二条第六項（法第二十四条第十項において準用する場合を含む。））

（法第十二条第七項（法第二十四条第十項において準用する場合を含む。））

（法第三十五条の八第四項）

（法第三十五条の八第七項）

（法第四十一条第三項）

（法第四十一条第七項）

（前項の場合において、信用金庫が定款の定めるとところにより合併に異議のある会員から譲り受けた持分その他のやむを得ない理由により金融庁長官の承認を受けて有することとなる持分があるときは、これらを除いたところにより同項の規定を適用する。）

（会員等以外の者からの監事の選任を要しない信用金庫の範囲）

（前項の規定による承諾を得た提供者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による事項の提供を受けない旨の申出があるときは、当該相手方に對し、当該事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りではない。）

（議決権について準用する会社法の読み替え）

（法第十二条第七項（法第二十四条第十項において準用する場合を含む。））

（法第十二条第七項第一号口に規定する政令で定める金額は、九億円とする。）

（法第十一条第一項ただし書に規定する政令で定める金額は、九億円とする。）

（法第十二条第一項に規定する政令で定める金額は、次の方に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額とする。）

（法第十二条第二号に掲げる信用金庫の会員一千円）

（法第十二条第三号又は第四号に掲げる信用金庫連合会の会員一万元）

（法第十二条第三項に規定する事項等の電磁的方法による提供の承諾等）

（法第十二条第三項に規定する事項等の電磁的方法による提供の承諾等）

（法第十二条第三項に規定する事項等の電磁的方法による提供の承諾等）

（法第十二条第三項に規定する事項等の電磁的方法による提供の承諾等）

（法第十二条第三項に規定する事項等の電磁的方法による提供の承諾等）

（持分譲受けの限度）

（法第十六条第二項に規定する政令で定める限度は、信用金庫の出資総口数の百分の五に相当する持分とする。）

（前項の場合において、信用金庫が定款の定めるとところにより合併に異議のある会員から譲り受けた持分その他のやむを得ない理由により金融庁長官の承認を受けて有することとなる持分があるときは、これらを除いたところにより同項の規定を適用する。）

（会員等以外の者からの監事の選任を要しない信用金庫の範囲）

（前項の場合において、信用金庫が定款の定めるとところにより合併に異議のある会員から譲り受けた持分その他のやむを得ない理由により金融庁長官の承認を受けて有することとなる持分があるときは、これらを除いたところにより同項の規定を適用する。）

（会員等以外の者からの監事の選任を要しない信用金庫の範囲）

（前項の場合において、信用金庫が定款の定めるとところにより合併に異議のある会員から譲り受けた持分その他のやむを得ない理由により金融庁長官の承認を受けて有することとなる持分があるときは、これらを除いたところにより同項の規定を適用する。）

（監事について準用する会社法の読み替え）

（法第三十五条の七の規定において監事について会社法第三百八十一條第一項及び第三百八十三条第二項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。）

（代表理事について準用する会社法の読み替え）

（法第三十五条の九第四項の規定において監事について代表理事について会社法第三百五十四条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。）

（法第三十五条の九第四項の規定において監事について会計監査人による監査を要しない信用金庫の範囲）

読み替える 会社法の規 定	読み替える られる字	読み替える字句
第三百四十 五条第一項	選任若しくは解任又は辞任	選任、解任若しくは不再任又は辞任
第三百九十 六条第二項	電磁的記録を	電磁的記録（信用金庫法第二十三条规定する電磁的記録をいう。）
第二号		

(電磁的方法による通知の承諾等)

第五条の七 法第四十五条第四項の規定により電磁的方法により通知を発しようとする者（次項において「通知発出者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該通知の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

前項の規定による承諾を得た通知発出者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があるときは、当該相手方に対し、当該通知を電磁的方法によつて発してはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(総代の選任に関する定款の記載事項)

第六条 法第四十九条第三項に規定する政令で定める事項は、総代の選任方法及びその選任に關して会員から異議の申出があつた場合の措置とする。

(出資一口の金額の減少等の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者)

第七条 法第五十二条第二項（法第六十一条の二第五項、第六十一条の三第七項及び第六十一条の四第五項において準用する場合を含む。）並

第五条の六 法第三十九条の三の規定において会計監査人について会社法第三百四十五条第一項及び第三百九十六条第二項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

の時までは、当該信用金庫は、法第三十八条の二第一項に規定する信用金庫に該当しないものとみなす。ただし、当該信用金庫について前項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

びに法第八十九条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第十条、第十三条の二及び第十二条から第十二条までにおいて「準用銀行法」という。）第三十四条第一項及び第三十五条第一項ただし書に規定する政令で定める債権者は、保護預り契約に係る債権者その他の信用金庫又は信用金庫連合会（以下「金庫」と総称する。）の業務に係る多数人を相手方とする定期的契約の債権者で内閣府令で定めるものとする。

（会員以外の者に対する資金の貸付け等）

第八条 信用金庫が法第五十三条第二項の規定により行うことができる資金の貸付け及び手形の割引は、次に掲げるものとする。

一 会員以外の者に対しその預金又は定期積金を担保として行う資金の貸付け

二 金融庁長官の定める期間会員であつた事業者で法第十条第一項ただし書に規定する事業者となつたことにより脱退したもの（以下この条において「卒業会員」という。）に対し、金融庁長官の定める期間内に行う資金の貸付け（償還期限が当該期間内に到来するものに限る。）及び手形の割引

三 会員以外の者で会員たる資格を有するものに対し、金融庁長官の定める金額の範囲内において行う資金の貸付け及び手形の割引

四 会員の外国子会社に対する資金の貸付け又は卒業会員の外国子会社に対する金融庁長官の定める期間内に行う資金の貸付け（償還期限が当該期間内に到来するものに限る。）

五 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百八十九号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人に対する資金の貸付け（第八号に規定する独立行政法人勤労者退職金共済機構及び独立行政法人住宅金融支援機構に対する資金の貸付けを除く。）及び手形の割引

六 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第五項に規定する選定事業者に対する同条第四項に規定する選定事業に係る資金の貸付け

七 地方公共団体に対する資金の貸付け

八 独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人住宅金融支援機構、沖縄振興開発金融公庫又は勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第十二条第一項に規定する共済組合等に対する同法第十一条に規定する資金の貸付け

九 地方住宅供給公社その他これに準ずる法人で金融庁長官の指定するものに対する資金の貸付け及び手形の割引

十 金融機関に対する資金の貸付け及び手形の割引

一 前項第一号から第六号まで及び第九号に掲げる資金の貸付け及び手形の割引の額の合計額は、当該信用金庫の資金の貸付け及び手形の割引（同項第十号に該当するものを除く。）の総額の百分の二十に相当する金額を超えてはならない。

二 会員又は卒業会員がその総株主等の議決権（外国における法第三十二条第六項に規定する総株主等の議決権に相当するものをいう。）の法令に準拠して設立された法人その他の団体（第二号において「外国法人等」という。）であつて、次のいずれかに該当するものをいふ。

（一）会員又は卒業会員がその総株主等の議決権（外国における法第三十二条第六項に規定する総株主等の議決権に相当するものをいう。）の法令において同じ）の百分の五十を超える議決権（外国における同項に規定する議決権に相当するものをいう。同号において同じ。）を保有しているもの

（二）その本国（当該外国法人等の設立に当たつて準拠した法令を制定した国をいう。）の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、会員又は卒業会員がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権の保有が認められない外国法人等であつて、人的關係、財産の拠出に係る關係その他の關係において当該会員又は卒業会員と密接な關係を相當程度有するものとして内閣府令で定めるもの

（信託に係る事務に関する業務等に関する法令の適用）

本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第五十条の二第二項の規定により適用する同法第三十四条第三項中「営業所」とあるのは、「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法第五十条の二の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に字句と読み替えるものとする。	
読み替える信託業法の規定	読み替える信託業法の規定
第五十条の二	第五十条の二
第十二条の表	第十二条の表
第五十条の二	第五十条の二
第二項第二号の表	第二項第二号の表
第四十一条第一項の項	第四十一条第一項の項
第五十条の二	第五十条の二
第十二項の表	第十二項の表
第二項第二号	第二項第二号
営業所	又は監査役
行うすべての	若しくは監査役
執行する社員	又は監査役
行うすべての	又は監査役
の事務所	理事又は監査役
事	取締役若しくは執行役
の事務所	取締役若しくは執行役
事務所	理事又は監査役
出資の総額	出資の総額
事務所	事務所
資本金の額	資本金の額
営業所	営業所
委員会設置会社にあつては取締役、指名取締役及び委員会等設置会社にあつては取締役、持分会社にあつては業務を執行する社員)	取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名取締役及び委員会等設置会社にあつては取締役、持分会社にあつては業務を執行する社員)
理事及び監事	理事及び監事
出資の総額	出資の総額
名称	名称
字句	字句
読み替えられ	読み替えられ

第四十一条第 三項の項	第五十条の二 第十二項の表	第四十二条第 一項の項	これらの業務
3 法第五十三条第六項第五号及び第六号並びに第五十四条第五項第五号及び第六号に掲げる業務においては、地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第三十三条第一項第十一号その他の法令の規定で、社債等（地方債又は社債その他の債券（信用金庫にあつては、会員、地方公共団体その他内閣府令で定める者の発行するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るもの（明治三十九年法律第五十二号）の規定（他の法令において準用する場合を含む。）の適用については、金庫を同法第三条の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。	2 法第五十三条第六項第五号及び第六号並びに第五十四条第五項第五号及び第六号に掲げる業務においては、地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第三十三条第一項第十一号その他の法令の規定で、社債等（地方債又は社債その他の債券（信用金庫にあつては、会員、地方公共団体その他内閣府令で定める者の発行するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るもの（明治三十九年法律第五十二号）の規定（他の法令において準用する場合を含む。）の適用については、金庫を同法第三条の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。	3 法第五十三条第六項第五号及び第六号並びに第五十四条第五項第五号及び第六号に掲げる業務においては、担保付社債信託法（明治三十九年法律第五十二号）の規定（他の法令において準用する場合を含む。）の適用については、金庫を同法第三条の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。	これらの業務
若しくは監査 執行する社員	又は監査役	これらの事務	営業所その他の施設若しくは当該信託会社と子会社とする持株会社の営業所若しくは事務所に立ち入りさせ、これらの業務
事務	取締役若しくは執行役、会計参与又は監査役	事務	事務所その他の施設に立ち入りさせ、これらの業務
事務	理事又は監	事務	らの業務

<p>の事業を行うものに限る。) 及び農業協同組合連合会(同号の事業を行うものに限る。)</p> <p>合連合会(同号の事業を行うものに限る。)</p> <p>漁業協同組合連合会(同法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。) 水産加工業協同組合連合会(同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。) 及び水産加工業協同組合連合会(同法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。)</p> <p>行うものに限る。)</p>												
<p>六 農林中央金庫</p> <p>(信用金庫電子決済等取扱業に関する特例に係る法の規定を適用する場合の読み替え)</p>												
<p>第九条の六の二 法第八十五条の三の二第二項の規定により法第八十九条第九項において準用する銀行法の規定を適用する場合における同項における銀行法の規定の技術的読み替え</p>												
<p>は、次の表のとおりとする。</p>												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">読み替える法第八十九条第九項において準用する銀行法の規定</th> <th style="text-align: left;">読み替えらる字句</th> <th style="text-align: left;">読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">第五十二条の六十一の八第一項第一号</td> <td style="text-align: left;">商号、名称 又は氏名</td> <td style="text-align: left;">商号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">第五十二条の六十一の八第一項第四号</td> <td style="text-align: left;">営業所又は事務所</td> <td style="text-align: left;">営業所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">第五十二条の六十一の十五第一項</td> <td style="text-align: left;">くは事務所</td> <td style="text-align: left;">営業所</td> </tr> </tbody> </table>	読み替える法第八十九条第九項において準用する銀行法の規定	読み替えらる字句	読み替える字句	第五十二条の六十一の八第一項第一号	商号、名称 又は氏名	商号	第五十二条の六十一の八第一項第四号	営業所又は事務所	営業所	第五十二条の六十一の十五第一項	くは事務所	営業所
読み替える法第八十九条第九項において準用する銀行法の規定	読み替えらる字句	読み替える字句										
第五十二条の六十一の八第一項第一号	商号、名称 又は氏名	商号										
第五十二条の六十一の八第一項第四号	営業所又は事務所	営業所										
第五十二条の六十一の十五第一項	くは事務所	営業所										
<p>第九条の六の三 法第八十五条の三の四の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官に提出してしなければならない。</p>												
<p>一 名称</p>												
<p>二 事務所の所在地</p>												
<p>三 役員の氏名</p>												
<p>四 法第八十五条の三の四第一号に規定する協会員の氏名又は名称</p>												
<p>前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。</p>												

第一項		定期積金等		定期積金		定期積金法第八十九条の二第二項		定期積金法第八十九条の二第一項		定期積金法第四		必要があると認めるときは	
第一号	第二号	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項	第八項	第九項	第十項	第十一項	第十二項	第十三項	第十四項
同号	紛争解決等業務	銀行業務	約手続実施基本契	務の種別が銀行業	紛争解決等業務	関	指定紛争解決機	第一項	第二項	第二項	第三項	第十三条の四	預金者等の
第一項第二号	紛争解決等業務をいう。(次号において同じ。)	金庫業務(信用金庫法第八十五条の十二第二項に規定する金庫業務をいう。)	金庫法第八十五条の十二第二項に規定する金庫業務をいう。	金庫業務(信用金庫法第八十五条の十二第二項に規定する金庫業務をいう。)	手続実施基本契約(同号に規定する手続実施基本契約)による手続実施基本契約をいう。	同条第二項に規定する手續実施基本契約(同条第五項に規定する手續実施基本契約)による手續実施基本契約をいう。	一項第八号に規定する指定紛争解決機関	第一項	第二項	第二項	第三項	第十三条の四	預金者等の

前項に定める日のほか、特定信用金庫代理業者（法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用金庫代理業者をいう。以下この条において同じ。）は、次の各号に掲げる営業所又は事務所（以下この条において「営業所等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める日を当該営業所等の休日とすることができる。

一 特定信用金庫代理業者の特定信用金庫代理行為（法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用金庫代理行為をいう。以下この号において同じ。）を行わない営業所等（特定信用金庫代理行為を行う営業所等の当該特定信用金庫代理行為を行う施設以外の施設を含む。）前項に定める日以外の日

二 前号に掲げる営業所等以外の特定信用金庫代理業者の営業所等 次に掲げる日

イ 当該営業所等（主たる営業所等その他の内閣府令で定める営業所等に限る。イにおいて同じ。）につき、当該営業所等の休日としても当該特定信用金庫代理業者の業務の健全かつ適切な運営を妨げるとそれがないものとして金融庁長官が承認した日

ロ 当該特定信用金庫代理業者が当該営業所等（イに規定する営業所等を除く。）の休日として金融庁長官に届出をした日

特定信用金庫代理業者は、前項第二号に定め日をその営業所等の休日とするときは、その旨を当該営業所等の店頭に掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。

（信用金庫電子決済等取扱業者と密接な関係を有する者）

第十三条の三の二 準用銀行法第五十二条の六十三条に規定する政令で定める者は、金庫等（法第八十五条の二の二に規定する金庫等をいう。）その他内閣府令で定める者以外の者であつて、次に掲げるものとする。

一 当該信用金庫電子決済等取扱業者の役員（准用銀行法第五十二条の六十の四第一項第四号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）又は使用者

二 当該信用金庫電子決済等取扱業者の親法人等又は子法人等

三 当該信用金庫電子決済等取扱業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する個人(次項第四号において「特定個人株主」という。)(第一号に掲げる者を除く。)

四 前項第三号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

一 前項第二号の「親法人等」とは、次に掲げる者(内閣府令で定める者を除く。)をいう。

二 その親会社等の子会社等(自己並びに前号及び次項第一号に掲げる者を除く。)

三 その親会社等の関連会社等(次項第二号に掲げる者を除く。)

四 その特定個人株主に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含み、自己並びに前三号及び次項各号に掲げる者を除く。以下この号において「会社等」という。)

イ 当該特定個人株主が総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社等(当該会社等の子会社等及び関連会社等を含む。)

ロ 当該特定個人株主が総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する会社等

四 第一項第二号の「子法人等」とは、次に掲げる者(内閣府令で定める者を除く。)をいう。

一 その子会社等

二 その関連会社等

四 この条において「親会社等」とは、他の会社等(会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。))をいう。(以下この項及び次項において同じ。)

五 財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。)を支配している会社等として内閣府令で定めるものをいい、「子会社等」とは、親会社等によりその意思決定機関を支配している他の会社等をいう。この場合において、親会社等及び子会社等又は子会社等が他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等は、その親会社等の子会社等とみなす。)

六 第二項第三号及び第四号イ並びに第三項第二号の「関連会社等」とは、会社等(当該会社等

の子会社等を含む。)が出资、取締役その他の人にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。)若しくは使用者である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対し重要な影響を与えることができる他の会社等(子会社等を除く。)として内閣府令で定めるものをいう。

6 第一項第三号及び第二項第四号に規定する議決権の保有の判定に關し必要な事項は、その保有の様態その他の事情を勘案して、内閣府令で定める。

(認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会による名称の使用制限の適用除外)

第十三条の三の三 準用銀行法第五十二条の六十九の二十七第二項に規定する政令で定めるものは、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)第六条の四の六の規定による認定を受けた者とする。

2 準用銀行法第五十二条の六十の二十七第三項に規定する政令で定めるものは、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の七に規定する認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会の社員である者とする。

(認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の役員等がその職務に關して知り得た情報の目的外利用の禁止の適用除外)

第十三条の三の四 準用銀行法第五十二条の六十九の三十一第二項に規定する政令で定める業務は、法第八十五条の三の五に規定する認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会が協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の六の規定による認定を受けた一般社団法人であつて、当該認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の役員等(準用銀行法第五十二条の六十の三十一第一項に規定する役員等をいう。以下この条において同じ。)が当該一般社団法人の協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の七各号に掲げる業務に從事する役員等である場合における当該業務とする。

(信用金庫電子決済等取扱業者が電子公告により公告をする場合について準用する会社法の規定の読み替え)

第十三条の三の五 準用銀行法第五十二条の六十九の三十六第六項及び第七項の規定において信用

第三項	読み替える会社 法の規定	読み替えられ る字句	読み替える 字句
第九百四十条第 三項	これら の	前二項	第一項
（外国法人である信用金庫電子決済等取扱業者に対する法の規定を適用する場合の読み替え）	（同項の		
第十三条の三の六 信用金庫電子決済等取扱業者が外国法人である場合における法の規定の適用に当たつての準用銀行法第五十二条の六十一の規定による技術的の読み替えは、次の表のとおりとする。	第十三条の三の六 信用金庫電子決済等取扱業者が外国法人である場合における法の規定の適用に当たつての準用銀行法第五十二条の六十一の規定による技術的の読み替えは、次の表のとおりとする。	読み替える準用 銀行法の規定	読み替える字句
第五十二条の六 十の四第一項第 三号	第五十二条の六 十の四第一項第 三号	第五十二条の六 十の四第二項第 二号	第五十二条の六 十の二十三第 三項
（信用金庫電子決済等代行業者の登録の基準となる法律の範囲）	（同項の	（同項の	（同項の
第十三条の四 準用銀行法第五十二条の六十一の五第一項第一号木に規定する政令で定める法律とは、次とおりとする。	第十三条の四 準用銀行法第五十二条の六十一の五第一項第一号木に規定する政令で定める法律とは、次とおりとする。	（認定信用金庫電子決済等代行業者協会に係る名称の使用制限の適用除外）	（認定信用金庫電子決済等代行業者協会に係る名称の使用制限の適用除外）
一 中小企業等協同組合法	二 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）	三	四
（第三項の規定による公報をする場合について会社法第九百四十条第三項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。）	（第三項の規定による公報をする場合について会社法第九百四十条第三項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。）	（第三項の規定による公報をする場合について会社法第九百四十条第三項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。）	（第三項の規定による公報をする場合について会社法第九百四十条第三項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。）

二 水産業協同組合法第九十二条の五の六の規定による認定

三 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の七の規定による認定

四 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十九号）第八十九条の十の規定による認定

五 農林中央金庫法（平成十三年法律第九百三号）第九十五条の五の七の規定による認定

六 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十条の二十一の規定による認定

2 準用銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる者のいずれかの社員である者とする。

一 農業協同組合法第九十二条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会

二 水産業協同組合法第一百五十五条に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会

三 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の八に規定する認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会

四 勞働金庫法第八十九条の十一に規定する認定労働金庫電子決済等代行事業者協会

五 農林中央金庫法第九十五条の五の八に規定する認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会

六 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二十一第三項に規定する認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会

（認定信用金庫電子決済等代行事業者協会の役員等がその職務に関して知り得た情報の目的外の利用の禁止の適用除外）

第十三条の六 準用銀行法第五十二条の六十一の二十五第二項に規定する政令で定める業務は、法第八十五条の十に規定する認定信用金庫電子決済等代行事業者協会の役員等（準用銀行法第五十二条の六十一の二十五第一項に規定する役員等をいう。以下この条において同じ。）が当該一般社団法人であつて、当該認定信用金庫電子決済等代行事業者協会の下欄に掲げる業務に従事する役員等である場合における当該業務とする。

六 水産業協同組合法第百十八条第一項の規定による指定
五 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定
四 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項の規定による指定
三 長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定
二 労働金庫法第八十九条の十三第一項の規定による指定
一 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定

十 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定
九 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定
八 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第五十一条第一項の規定による指定
七 農林中央金庫法第九十五条の六第一項の規定による指定
六 託業法第八十五条の二第一項の規定による指定
五 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第九十九条第一項の規定による指定
四 信託業法第八十九条の二第一項の規定による指定
三 農林中央金庫法第九十五条の六第一項の規定による指定
二 金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の三第十二条（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第二項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

前項の規定による承諾を得た金庫、外国銀行代理金庫、信用金庫代理業者又は信用金庫電子決済等取扱業者は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に對し、準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(情報通信の技術を利用して同意の取得)

第十五条 金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫電子決済等取扱業者は、準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十六条(四)第六項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により、準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項又は準用金融商品取引法第三十四条の三第二項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定による書面による同意に代えて準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項に規定する内閣府令で定める方法(以下この条において「電磁的方法」という。)によつて同意を得ようとするときは、内閣府令で定めることと/orにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫電子決済等取扱業者は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に對し、準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第十六条 準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 特定預金等契約(法第八十九条の二第一項に規定する特定預金等契約をいう。以下同じ。)に関して顧客が支払うべき手数料、報

酬その他の対価に関する事項であつて内閣府令で定めるもの	読み替える字句
二 顧客が行う特定預金等契約の締結について 金利、通貨の価格、金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項	読み替える字句
イ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由	読み替える字句
三 前二号に掲げる事項に準ずるものとして内閣府令で定める事項	読み替える字句
四 準用金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を基幹放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第二百三十二条）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第二百五十六号）第三条に規定する放送大学園をいう。）を除く。）の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとす。	読み替える字句
一 顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、当該おそれがある旨	読み替える字句
二 前号に掲げる事項に準ずるものとして内閣府令で定める事項	読み替える字句
（金融商品取引法を準用する場合の読み替え）	読み替える字句
第十七条 法第八十九条の二第一項の規定による金融商品取引法の準用についての技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	読み替える字句
第三十四条 定定 第二条第三十一条 同条第三十一号 第一项第四号 商号、名称又は商号は氏名	読み替える字句
第三十七条の三 第一项第一号 法第八十九条の二第二項の規定による金融商品取引法の準用についての技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	読み替える字句
2 法第八十九条の二第二項の規定による金融商品取引法の準用についての技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	読み替える字句

読み替える金融商品取引法の規定	読み替える字句
第三十四条 定定 第二条第三十一条 同条第三十一号 第一项第四号 商号、名称又は商号は氏名	読み替える字句
第三十七条の三 第一项第一号 法第八十九条の二第二項の規定による金融商品取引法の準用についての技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	読み替える字句
2 法第八十九条の二第二項の規定による金融商品取引法の準用についての技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	読み替える字句

読み替える金融商品取引法の規定	読み替える字句
第三十四条 定定 第二条第三十一条 同条第三十一号 第一项第四号 商号、名称又は商号は氏名	読み替える字句
第三十七条の三 第一项第一号 法第八十九条の二第二項の規定による金融商品取引法の準用についての技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	読み替える字句
2 法第八十九条の二第二項の規定による金融商品取引法の準用についての技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	読み替える字句

読み替える金融商品取引法の規定	読み替える字句
第三十四条 定定 第二条第三十一条 同条第三十一号 第一项第四号 商号、名称又は商号は氏名	読み替える字句
第三十七条の三 第一项第一号 法第八十九条の二第二項の規定による金融商品取引法の準用についての技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	読み替える字句
2 法第八十九条の二第二項の規定による金融商品取引法の準用についての技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	読み替える字句

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二六年一月二四日政令第一

四
控

1 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年四月一日）

から施行する。
（罰則の適用に関する経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二六年一〇月二二日政令第三四二号）抄

第一条 この政令は、金融商品取引法等の一部を
(施行期日)

改正する法律（以下「改正法」という。）附則
第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二

十六年十一月一日から施行する。
(財務局長等への権限の委任)

第二条 改正法附則第十六条第一項の規定により金融庁長官に委任された改正法附則第十三条第

一項から第三項までの規定による届出の受理又は承認（銀行（改正法第十四条の規定による改

正後の銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。次項における

（同じ）銀行持株会社の改正法第十四条の規定による改正後の銀行法第二条第十三項に規

定する銀行持株会社をいふ。次項において同じく、信用金庫及び信用協同組合に関するもの

は附る。又は、いわば、当該届出をしておられる者又は当該承認を受けようとする者の本店

（三七）
（当該）事務所の所在地を管轄する財務局長

所在地は福岡県三月の谷町四丁目、坪内にあつては、福岡財務支局長)に委任する。

前項の規定は、金融局長官の指定する銀行及び銀行持株会社については、適用しない。

場合には、その旨を告示するものとする。これ

附則（平成二七年一月二八日政令第二

この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（昭和二十七年五月一日）の施行

る。 附 则 令
文 戊戌二月三日欽定第三

(施丁明日) 号抄

(施行期日) 指

- 項までにおいて「新信用金庫法施行令」とい
う。)第十二条第二項第二号に規定する事務所
(次項及び第三項において「主たる事務所等」
といふ。)に係るものにあっては同号の規定に
より休日として承認を受けた日と、それ以外の
ものにあっては同条第二項第三号の規定による
休日として届け出られた日とみなす。
- 2 この政令の施行の際現にされている旧信用金
庫法施行令第十二条第二項第二号の規定による
承認の申請は、主たる事務所等に係るものにあ
つては新信用金庫法施行令第十二条第二項第二
号の規定による承認の申請と、それ以外のもの
にあっては同項第三号の規定による届出とみな
す。
- 3 この政令の施行前に旧信用金庫法施行令第十
二条第二項第三号の規定により休日として届け
出された日は、主たる事務所等に係るものにあ
つては新信用金庫法施行令第十二条第二項第二
号の規定により休日として承認を受けた日と、
それ以外のものにあっては同項第三号の規定に
より休日として届け出られた日とみなす。
- 4 この政令の施行の際現に旧信用金庫法施行令第十
二条第二項第二号の規定により休日と
して承認を受けている日は、新信用金庫法施行
令第十三条の三第二項第二号イに規定する営業
所等(次項及び第六項において「主たる営業所
等」という。)に係るものにあっては同号イの
規定により休日として承認を受けた日と、それ
以外のものにあっては同号ロの規定により休日
として届け出られた日とみなす。
- 5 この政令の施行の際現にされている旧信用金
庫法施行令第十二条の三第二項第二号の規定に
よる承認の申請は、主たる営業所等に係るもの
にあっては新信用金庫法施行令第十三条の三第
二項第二号イの規定による承認の申請と、それ
以外のものにあっては同号ロの規定による届出
とみなす。
- 6 この政令の施行前に旧信用金庫法施行令第十
三条の三第二項第二号の規定により休日として
届け出られた日は、主たる営業所等に係るもの
にあっては新信用金庫法施行令第十三条の三第
二項第二号イの規定により休日として承認を受
けた日と、それ以外のものにあっては同号ロの
規定により休日として届け出られた日とみな
す。